

**「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（案）」等に関する意見募集の結果について**

令和 6 年 5 月 2 4 日  
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

令和 6 年 3 月 3 1 日（日）から 4 月 2 9 日（月）まで、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する（案）」等に関する御意見を募集したところ、1 件の御意見が寄せられました。御意見の要旨及び御意見に対する法務省の考え方は別紙のとおりです。

本件意見募集に係る「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件」等は本日官報に掲載されました。

御協力ありがとうございました。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>少数の対象者の滞在期間を半年から1年延長するだけのために、告示改正の必要があるか疑問である。本制度は出稼ぎ労働のための制度ではないか。</p>	<p>今回の告示改正は、経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者・介護福祉士候補者の受入れに関し行われた閣議決定の内容を反映させようとするものであり、必要な改正であると認識しています。</p> <p>また、経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師候補者・介護福祉士候補者の受入れは、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、公的な枠組みで特例的に行っているものであり、出稼ぎ労働者の受入れのための制度ではありません。</p>